

# 官報号外 昭和二十八年七月八日

○第十六回 国会衆議院会議録第十九号

昭和二十八年七月八日(水曜日)  
議事日程 第十八号

午後一時開議

第一 青少年問題協議会設置法案  
(内閣提出)

第二 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 少年法及び少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 大日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 本日の会議に付した事件  
日程第一 青少年問題協議会設置法案  
(内閣提出)

日程第二 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 少年法及び少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出)

件外

日程第五 國立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 大日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後三時二十九分開議

○議長(堤原次郎君) これより会議を開きます。

第一 青少年問題協議会設置法案  
(内閣提出)

第二 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤原次郎君) 日程第一、青少  
年問題協議会設置法案、日程第二、厚  
生省設置法の一部を改正する法律案、  
右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員会  
理事上林與市郎君。

青少年問題協議会設置法案  
(設置)

第一条 総理府に附屬機関として  
て、中央青少年問題協議会(以下  
「中央協議会」といふ。)を置く。

2 都道府県及び市(特別区を含  
む。以下同じ。)町村に、附屬機關  
として、それぞれ都道府県青少年  
問題協議会及び市町村青少年問題  
協議会(特別区にあつては、特別  
区青少年問題協議会。以下同じ。)  
を置くことができる。

(中央協議会)  
第二条 中央協議会は、左の各号に  
おいて、中央青少年問題協議会設置  
法の規定による。

掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及  
びきょう正に関する総合的施策  
の樹立につき必要な事項を調査  
審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及  
びきょう正に関する総合的施策  
の適切な実施を期するために必  
要な関係行政機関相互の連絡調  
査を図ること。

三 中央協議会は、前項に規定する  
事項に關し、内閣總理大臣に對  
し、意見を述べることができる。

四 第三条、中央協議会は、委員二十五  
人以内で組織する。

五 委員は、左の各号に掲げる者に  
ついて、内閣總理大臣が任命す  
る。

六 一、衆議院議員のうちから衆議院  
が指名する者 三人  
二、參議院議員のうちから參議院  
が指名する者 二人

七 三、内閣官房長官その他関係各省行  
政機関の職員 十一人以内

八 四、最高裁判所の職員 一人  
九 五、学識経験のある者 八人以内

十 6 前項第五号の委員の任期は、二  
年とする。但し、欠員が生じた場  
合における補欠の委員の任期は、  
前任者の残任期間とする。

11 7 前項の委員は、再任されること  
ができる。

12 8 中央協議会に、会長及び副  
会長を置き、委員の互選によつて  
これを定める。

9 9 会長は、会務を總理する。  
10 10 副会長は、会長を補佐し、会長  
に事故があるときは、その職務を  
11 11 代理する。

12 12 中央協議会に、専門の事項を調  
査させるため必要があるときは、  
専門委員を置くことができる。

13 13 専門委員は、関係行政機関の職  
員及び学識経験のある者のうちか  
ら、内閣總理大臣が任命する。

会議について準用する。

(相互の協力)

第十二条 中央協議会及び地方協議会

は、第二条第一項に規定する事項に關し、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することがで

### 「人口問題審議会」

人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の許間に応じて調査審議し、及び開に改める。

に改める。

に改める。

正する法律案、右兩案を一括して議題

いたします。委員長の報告を求めます。法務委員長小林鶴君。

### 「厚生統計協議会」

厚生大臣の許間に応じて、厚生統計に関する重要事項を調査審議すること。

この法律は、公布の日から施行する。

### 「司法試験法の一部を改正する法律案外一件」

司法試験法の一部を改正する法律案外一件

司法試験法の一部を改正する法律案外一件

司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項各号を次のように改める。

第二十九条第一項の表中

厚生大臣の諮問に応じて、厚生統計に関する重要な事項を調査審議すること。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

〔最終号の附録に掲載〕

厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改めて

青少年問題協議会設置法案(内閣提出)

青少年問題協議会設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改めて

青少年問題協議会設置法案(内閣提出)

第十三条第二項中「弁護士会」を  
「日本弁護士連合会」に改める。

附則第四項中「第六条」を「第六条  
第一項及び第二項」に、「憲法並びに  
民法及び刑法のうち「科」、民事訴  
訟法及び刑事訴訟法のうち「科」目」  
を「左の四科目」に改め、同項に次  
の各号を加える。

一 審理  
二 刑法  
三 民法及び商法のうち受験者の  
あらかじめ選択する一科目

四 民事訴訟法及び刑事訴訟法の  
うち受験者のあらかじめ選択す  
る一科目

附則  
この法律は、昭和二十九年一月一  
日から施行する。

(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕

司法試験法の一部を改正する法律案  
する法律案  
少年法及び少年院法の一部を改  
正する法律案  
第一号 少年法(昭和二十三年法律  
第一百六十八号)の一部を次のよう  
に改正する。

〔少年鑑別所送致の場合の仮取  
空〕

第二条 少年院法(昭和二十三年法  
律)

第十七条の二 家庭裁判所は、前  
条第一項第二号の措置をとつた

場合において、直ちに少年鑑別  
所に収容することが著しく困難  
であると認める事情があるとき  
は、決定をもつて、少年を仮に  
最寄の少年院又は拘置監(監獄  
法明治四十二年法律第二十八  
号第一條第三項の規定により  
代用されるものと含まない)の  
特に区別した場所に収容するこ  
とができる。但し、その期間

は、収容したときから七十二時  
間を超えることはできない。

2 前項の規定による収容の期間  
は、これを前条第一項第二号の  
措置により少年鑑別所に収容し  
た期間とみなし、同条第三項の  
期間は、少年院又は少年鑑  
別所に収容中の者を同様する場  
合において、やむを得ない事由  
が生じたときは、少年院に収容  
中の者については最寄の少年鑑  
別所又は拘置監(監獄法明治四  
十二年法律第二十八号)第一条  
第三項の規定により代用される  
ものを含まない。以下同じ。の  
少年院又は拘置監の特に区別  
した場所に、少年鑑別  
所に収容中の者については最寄  
の少年院又は拘置監の特に区別  
した場所に、仮にこれを収容す  
ることができる。

第三十一条を削る。

附則  
この法律は、昭和二十八年八月  
一日から施行する。

〔第十七条第一項第二号〕を加え  
る。

〔少年鑑別所送致の場合の仮取  
空〕

律第百六十九号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第二条第六項に次の但書を加え  
る。

但し、医療少年院について  
は、男女を分離する施設がある  
場合は、この限りでない。

第十七条の二を第十七条の三と  
し、以下第十七条の四まで順次一  
条ずつ繰り下げ、第十七条の次に  
次の二条を加える。

第十七条の二 第十七条の三と  
し、以下第十七条の四まで順次一  
条ずつ繰り下げ、第十七条の次に  
次の二条を加える。

第十七条の二 第十七条の三と  
し、以下第十七条の四まで順次一  
条ずつ繰り下げ、第十七条の次に  
次の二条を加える。

〔最終号の附録に掲載〕

収容されている者については、こ  
の法律の施行の際、少年法第十七  
条の二の規定による決定があつた  
もののみなす。

少年法及び少年院法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕

少年法及び少年院法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕

少年法及び少年院法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕

法、民事訴訟法、刑事訴訟法とともに  
その必要性を認められる商法の学識に  
おいて著しく欠ける者が多く、またこ  
れら取扱い事務のうち商事関係事件の  
占める比重が増大した等、過去四年間

の実績を見た結果、第六条第一項及び  
第二項を改正して、現在選択科目とさ  
れている商法を必須科目に加えること  
にしたものであり、また司法試験手続  
科は、現在第一次試験二百円、第二次  
試験五百円となつておりますが、物価  
の上昇と他の各種國家試験の手続料と  
のつり合い上、第十二条第一項を改正  
して、第一次試験五百円、第二次試験  
一千円に改めることとし、なお弁護士法  
の改正があつたので、これに即応する  
整理をしたのでございます。

次に、少年法及び少年院法の一部を  
改正する法律案について申し上げま  
す。

本案も前国会に提出されたものと同  
一内容のものであります。その要  
点は、第一は司法試験第二次試験の試  
験科目の調整、第二は試験手数料の増  
額、第三は弁護士法の關係法文の整理  
であります。すなわち、昭和二十四年  
五月現行司法試験法が制定せられまし  
て以来、年々受験者の増加を見、本年  
度においては受験願書提出者數六千人  
の状況に連なる状況と相なつておるのであり  
ますが、これら受験者のうち、第二  
次試験選択科目として商法を選択する  
者の数はその半数にも満たないあります。  
またあります、司法試験に合格して、少年を  
通事情等のため、ただちに少年鑑別所  
に収容することができない場合が少く  
ないのでございます。かかる場合に、  
家庭裁判所が、決定をもつて、少年を  
別した場所に仮収容することができる





## 附 則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。但し、第三条の三の改正規定は、修正年限及び学年の進行に關しては、同年四月一日から適用する。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

最終号の附録に掲載

大日本育英会法の一部を改正する法律案

大日本育英会法の一部を改正する法律

大日本育英会法の一部を改正する法律

大日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。  
日本育英会法

第一条から第四条まで中「大日本育英会」を「日本育英会」に改め

第七条から第十二条まで中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。  
本育英会」を「日本育英会」に改め

第十五条中「大日本育英会」を「日本育英会」に改め、「職員ハ」の下に「罰則ノ適用ニ付テハ」を加える。  
第十六条中「大日本育英会」を「日本育英会」に改め、同条の次に次の二条を加える。

## 第十六条ノ一 前条第一項第一号ノ

規定ニ依ル貸与金ニハ利息ヲ附セズ

前項ノ貸与金ノ返還ノ期限ハ法令ヲ以テ之ヲ定ム但シ日本育英会ハ

学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ災害又

ハ傷病疾病ニ因リ其ノ貸与金ノ返

還困難トナリタルトキハ其ノ他政令

ノ期限ヲ猶予スルコトヲ得

第十六条ノ三 日本育英会ハ学資ノ

貸付ヲ受ケタル者ガ左ノ各号ノ一

ニ該当スル場合ニ於テハ政令ノ定

ム所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又

ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

一 死亡又ハ不具勞疾ニ因リ貸与

金ノ返還不能トナリタルトキ

二 修業後一定年数以上継続シテ

義務教育ニ因スル教育職員ノ職

ニ在リタルトキ

前項ニ規定スル場合ノ外日本育英

会ハ大学院ニ於テ学資ノ貸与ヲ受

ケタル者ガ修業後一定年数以上継

続シテ教育又ハ研究ノ職ニ在リタ

ルトキハ政令ノ定ム所ニ依リ其

ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ

免除スルコトヲ得

第十七条中「前条第一項第一号」を

「第十六条第二項第一号」に改める。

第十八条中「大日本育英会」を「日

本育英会」に改める。

本育英会」を「日本育英会」に改め

る。

## 同条第三号中「信託会社」を「信託会

社若ハ信託業務ヲ付ム銀行」に改め

る。

「大日本育英会」を「日本育英会」に改

める。

第二十六条の次に次の一条を加え

る。

第二十六条から第二十六条规定は、中

「大日本育英会」を「日本育英会」に改

める。

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行す

る。

2 改正後の日本育英会法第二十六

ノ二及び第十六条ノ三の規定は、

この法律施行前に貸与した貸与金

についても適用する。

3 改正後の日本育英会法第二十六

ノ二第二項及び第三項の規定

は、この法律施行前に貸し付けた

貸付金についても適用する。

4 この法律施行前にした行為に対

する罰則の適用については、なお

従前の例による。

5 登録税法(明治二十九年法律第

二十七号)の一部を次のように改

正する。

第六条第一項第一号ノ

規定スル業務ニ關する報告書

第二十八条 政府ハ日本育英会ニ對

シ第十六条ニ規定スル業務ニ關する

年度予算ノ範囲内ニ於テ補助金

ヲ交付スルコトヲ得

第二十九条中「大日本育英会」を

「日本育英会」に、同条第二十号中

「大日本育英会」を「日本育英会」に、同

条第十八号中「大日本育英会」を

「日本育英会」に、同条第二十号中

「大日本育英会」を「日本育英会」に

改める。

第三十条の各号列記以外の部分中

「大日本育英会」を「日本育英会」に、

「五百円」を「一万円」に、同条第一号

## 第三条第十号中「大日本育英会」

を「日本育英会」に改める。

8 法人税法(昭和二十一年法律第

二十八号)の一部を次のように改

正する。

第四条第四号中「大日本育英会」

を「日本育英会」に改める。

第五条第六号中「大日本育英会」

を「日本育英会」に改め

る。

第二百九十六条第三号中「町村職員

組合連合会」の下に「日本育英

会」を加える。

第七百四十三条第三号中「大日

本育英会」を「日本育英会」に改

める。

大日本育英会法の一部を改正する法

律案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

○計覧一君登場

本案は、さきの第十五国会において

政府より提出いたしましたものと同様

の趣旨のものでありますが、ただ當時

解散のために法案が不成立に終つたの

で、そのうち一部緊急を要する部分を

参議院の緊急集会で棄決いたしま

て、その残余のものをあらためてここに提出されたものであります。

次に法案の内容を簡単に御説明申し上げますと、第一に、北海道大学ほか四つの国立大学について、学科の充実に伴い、また公立から国立に移転合併することによりまして、入つの学部を新設しようとする点であります。第二の改正点は、地域的に教育の機会均等をかる意味において、群馬大学工業短期大学ほか四つの国立短期大学を新設しようとすることとあります。第三は、二つの大学付属研究所の新設。第四は、国立大学の共同利用の研究施設として、東京大学に宇宙線観測所を、京都大学に基礎物理学研究所を新設しようとする点であります。さらには改正の第五は、北海道大学ほか十六の大学に、学部付属の臨海実験所、農場等を新設しようとする点であります。最後に第六点として、開拓大学に置かれる職員の定員を六万一千二百九十四名とし、昭和二十九年度予算に合せるよう改正しております。

本案は、六月十三日当委員会に付託となりまして、慎重審議の結果、七月七日、討論を省略して、ただちに採決いたしました結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定し、次第であります。なほ詳細は速記録によつて御承知を願ひまして、報告を終ります。

統一、大日本育英会法の一部を改めます。

〔計論を省略して採決いたしました結果、全会一致をもつて原案通り可

て、その残余のものをあらためてここに提出されたものであります。

正する法律案につきまして、委員会における審議の経過を簡単に御報告申し上げます。

次に法案の内容を簡単に御説明申し上げますと、第一に、北海道大学ほか四つの国立大学について、学科の充実に伴い、また公立から国立に移転合併することによりまして、入つの学部を新設しようとする点であります。第二の改正点は、地域的に教育の機会均等をかる意味において、群馬大学工業

短期大学ほか四つの国立短期大学を新設しようとすることとあります。第三は、二つの大学付属研究所の新設。第四は、国立大学の共同利用の研究施設として、東京大学に宇宙線観測所を、京都大学に基礎物理学研究所を新設しようとする点であります。さらには改正の第五は、北海道大学ほか十六の大学に、学部付属の臨海実験所、農場等を新設しようとする点であります。最後に第六点として、開拓大学に置かれる職員の定員を六万一千二百九十四名とし、昭和二十九年度予算に合せるよう改正しております。

本案はこれにて放会いたします。午後三時四十六分散会によって生ずる日本育英会の損失については、政府が日本育英会に対し補助金を与えて補うかわりに相当金額だけ政府に対する償還義務の免除によって補償しようとしております。第四点としては、日本育英会に対する政府の貸付金及び日本育英会が貸付を行ふ場合に無利子である旨の規定を設けたこと。第五に、日本育英会役員に対する

罰則について、過料の金額を現在適当額にまで引上げることにしたとあります。

以上が政府原案の大要でござります。

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十七条により承認を求める。

子算委員

有田 二郎君

高橋四郎君

勝間田清二君

井

治木 正文君

井

伊藤 好道君

鈴木 佐藤君

内閣

書館運営委員

勝間田清二君

井

伊藤 好道君

鈴木 佐藤君

内閣

委員会承認要求に対し、議長は昨夜これを承認した。

○議長(提康次郎君) 両案を括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決する御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼べ者あり

君昨七日理事辞任につきその補欠

中村 幸八君(理事村上勇)

伊藤卯四郎君(理事伊藤卯四郎)

大庭 茂雄君

鈴木 一郎君

伊藤 好道君

吉武 裕市君

佐藤洋之助君

山崎 誠君

川端 伸二君

鈴木 順三君

内閣

委員会開会報告書

内閣

委員会開会報告書

内閣

内閣

委員会開会報告書

内閣

一、昨七日内閣から提出した条約は次の通りである。

日本国とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求める件

一、昨七日議員から提出した議案は次の通りである。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(新兼次郎君外七名提出)

特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(小笠公郎君外十八名提出)

一、昨七日内閣から提出した議案は次の通りである。

日本國とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求める件

一、昨七日議員から提出した議案は次の通りである。

土地改良法の一部を改正する法律案(小笠公郎君外二十四名提出)

一、昨七日委員会に付託された条約は次の通りである。

日本國とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求める件

一、昨七日参議院に付託した内閣提出の緊急物資輸入基金からする一般会

一、昨七日議員から次の議案を提出する旨の申出があつた。

領事に關する決議案(淺沼稻次郎君外六十四名提出)

領事に關する決議案(床次謙三君外九名提出)

一、昨七日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

果木栽培に關する質問主意書(杉山元治郎君外二名提出)

一、昨七日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

果木栽培に關する質問主意書(杉山元治郎君外二名提出)